

広島駅南口第一駐輪場，広島駅南口第二駐輪場及び広島駅南口第三駐輪場B内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，3月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第43号

平成27年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第44号

平成27年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第45号

平成27年3月30日

都市公園の区域を次のとおり変更するので，広島市公園条例(昭和39年広島市条例第18号)第16条の2の規定に基づき告示します。

その関係図書は，広島市南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實
(南区建設部維持管理課)

記

名称	所在地	供用開始の期日	区域
比治山公園	広島市南区段原南一丁目地内	平成27年3月30日	別図のとおり。

別図 略

広島市告示(西区)第24号

平成27年3月3日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第25号

平成27年3月6日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第26号

平成27年3月9日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第27号

平成27年3月9日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，3月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第28号

平成27年3月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は，広島市西区役所建設部建築課において，一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 平成27年3月11日
- 3 道路の位置
広島市西区己斐上一丁目 2098-2の一部，2098-19の一部，2098-20の一部，2098-21の一部
- 4 幅員及び延長
幅員 4.20メートル
延長 34.36メートル

広島市告示(西区)第29号

平成27年3月13日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第30号

平成27年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月16日から同月30日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西1区192号線	西区打越町17番地12地先から 西区打越町17番地12地先まで	旧	メートル 0.70 ～ 3.08	メートル 21.50
			新	メートル 1.58 ～ 3.14	メートル 21.50
市道	西1区192号線	西区打越町17番地14地先から 西区打越町17番地4地先まで	旧	メートル 7.35 ～ 9.70	メートル 37.80
			新	メートル 7.85 ～ 9.70	メートル 37.80

広島市告示（西区）第31号

平成27年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月16日から同月30日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西1区192号線	西区打越町17番地12地先から 西区打越町17番地12地先まで	平成27年3月16日
市道	西1区192号線	西区打越町17番地14地先から 西区打越町17番地4地先まで	平成27年3月16日

広島市告示（西区）第32号

平成27年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月16日から同月30日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西1区174号線	西区打越町16番地3地先から 西区打越町16番地1地先まで	旧	メートル 9.90 ～ 10.05	メートル 31.50
			新	メートル 11.45 ～ 11.55	メートル 31.50

広島市告示（西区）第33号

平成27年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月16日から同月30日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西1区174号線	西区打越町16番地3地先から 西区打越町16番地1地先まで	平成27年3月16日

広島市告示（西区）第34号

平成27年3月16日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（西区）第35号

平成27年3月17日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第36号

平成27年3月19日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第37号

平成27年3月19日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、3月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第38号

平成27年3月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に基づき、告示対象区域における一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しました。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 認定の取消しに係る区域
広島市西区井口三丁目247番5、247番23
- 2 認定の取消しに係る認定番号
第4号
- 3 認定の取消しに係る認定年月日
平成2年2月16日

広島市告示(西区)第39号

平成27年3月24日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月24日から同年4月7日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
-------	-----	------	-----	-------	-------

市道	西2区吉島観音線	西区南観音一丁目884番地3地先から 西区南観音二丁目1069番地1地先まで	旧	メートル 12.6 ～ 25.0	メートル 446.0
			新	メートル 25.0 ～ 27.1	メートル 446.0

広島市告示(西区)第40号

平成27年3月24日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月24日から同年4月7日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西2区吉島観音線	西区南観音一丁目884番地3地先から 西区南観音二丁目1069番地1地先まで	平成27年3月24日

広島市告示(西区)第41号

平成27年3月27日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第42号

平成27年3月27日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車については、3月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(西区)第43号

平成27年3月31日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第18号

平成27年3月2日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年2月18日及び同月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(安佐南区)第19号

平成27年3月3日

平成27年第1回緑井財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 招集日時 平成27年3月11日(水)午後4時
- 招集場所 佐東公民館 第1研修室
- 議事日程
 - 日程第1 会期の決定について
 - 日程第2 平成27年度緑井財産区会計歳入歳出予算について

広島市告示(安佐南区)第20号

平成27年3月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

その関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般の縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第31号
- 2 指定年月日 平成27年3月12日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目229番1の一部
- 4 幅員及び延長
 - 幅員 4.20m
 - 延長 29.25m

広島市告示(安佐南区)第21号

平成27年3月25日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月12日及び同月19日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙略

広島市告示(安佐南区)第22号

平成27年3月26日

次のとおり住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井一實

- 1 街区の区域を変更する区域
 - 安佐南区大塚西二丁目の街区の一部
- 2 変更の内容
 - 別紙のとおり。
- 3 変更期日
 - 平成27年3月26日

別図略

広島市告示(安佐南区)第23号

平成27年3月30日

次のとおり住居表示を実施します。

広島市長 松井一實

- 1 住居表示を実施する区域
 - 安佐南区山本町の一部
- 2 実施期日
 - 平成27年5月1日
- 3 住居表示の方法
 - 街区方式
- 4 街区符号
 - 別添「第150次安佐南区山本地区新町界町名及び街区符号図」のとおり。

別添略

広島市告示(安佐南区)第24号

平成27年3月30日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第32号
- 2 指定年月日 平成27年3月30日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区東野二丁目599番4の一部及び603番5の一部
- 4 幅員及び延長
 - 幅員 4.20m
 - 延長 26.08m

広島市告示(安佐南区)第25号

平成27年3月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年4月26日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した別所第二自治会（代表者 沖田 暁昇）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安佐南区八木六丁目1番17号

広島市告示（安佐北区）第17号

平成27年3月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 指定番号 第9号

2 指定年月日 平成27年3月5日

3 道路の位置 広島市安佐北区龜山三丁目1266番10、1277番3、1278番29

4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル～4.27メートル
延長 43.86メートル

広島市告示（安佐北区）第18号

平成27年3月10日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

1 指定番号 第10号

2 指定年月日 平成27年3月10日

3 道路の位置 広島市安佐北区龜山五丁目の2227番1の一部、2227番の2の一部、2227番4の一部、2227番5の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル～4.40メートル
延長 34.90メートル

広島市告示（安佐北区）第19号

平成27年3月16日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月16日から同月30日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)
市道	安佐北3区64号線	安佐北区可部東二丁目977番8地先から安佐北区可部東二丁目970番2地先まで	旧	4.60～8.40	84.00
			新	9.00～16.80	
市道	安佐北3区66号線	安佐北区可部東二丁目973番5地先から安佐北区可部東二丁目973番5地先まで	旧	5.00	11.60
			新	5.00～11.00	

広島市告示（安佐北区）第20号

平成27年3月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月16日から同月30日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	併用開始区間	併用開始の期日
市道	安佐北3区64号線	安佐北区可部東二丁目977番8地先から安佐北区可部東二丁目970番2地先まで	平成27年3月16日
市道	安佐北3区66号線	安佐北区可部東二丁目973番5地先から安佐北区可部東二丁目973番5地先まで	平成27年3月16日

広島市告示（安佐北区）第21号

平成27年3月19日

平成27年第1回小河内財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

- 1 招集日時 平成27年3月30日午後2時
- 2 招集場所 広島市安佐北区安佐町大字小河内4579番地の3
安佐小河内集会所

広島市告示（安佐北区）第22号

平成27年3月19日

平成27年第1回高南財産区議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井 一 實

記

- 1 招集日時 平成27年3月27日午前10時
- 2 招集場所 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4
白木公民館

~~~~~

**広島市告示（安佐北区）第23号**  
平成27年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示（安佐北区）第24号
平成27年3月30日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅西口南側駐輪場、可部駅東口駐輪場、安芸矢口駅前駐輪場及び玖村駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

~~~~~

**広島市告示（安芸区）第15号**  
平成27年3月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 一団地の区域  
広島市安芸区瀬野西一丁目2番1, 3番1
- 2 認定番号  
第H26認定通知広島市建70006号
- 3 認定年月日  
平成27年3月3日

~~~~~

広島市告示（安芸区）第16号
平成27年3月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、一定の複数建築物に対する特例を下記の一団地について認定しました。

この関係図書は、広島市安芸区役所農林建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 一団地の区域
広島市安芸区船越一丁目176-1外25筆
- 2 認定番号
第H26認定通知広島市建70005号
- 3 認定年月日
平成27年3月3日

~~~~~

**広島市告示（安芸区）第17号**  
平成27年3月11日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示（安芸区）第18号
平成26年3月11日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、3月6日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

**広島市告示（安芸区）第19号**  
平成27年3月25日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~

広島市告示（安芸区）第20号
平成27年3月25日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、3月23日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示（安芸区）第21号

平成27年3月25日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成27年3月25日から4月8日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	安芸1区2657号里道	広島市安芸区畑賀町11013番2地先から畑賀町3204番2地先まで
水路	K4-G-20-50-23号水路	広島市安芸区畑賀町3207番4
水路	K4-G-20-50-24号水路	広島市安芸区畑賀町3205番4
水路	K4-G-20-50-25号水路	広島市安芸区畑賀町3202番6
水路	K4-G-20-50-27号水路	広島市安芸区畑賀町3202番4
水路	K4-G-20-203-2号水路	広島市安芸区畑賀町11013番2地先から畑賀町11012番2地先まで
水路	K4-G-20-203-4号水路	広島市安芸区畑賀町11012番6

広島市告示（安芸区）第22号

平成27年3月25日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年3月25日から4月8日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	新旧別	路線名等	所在（起点及び終点）
里道	旧	安芸1区2218号里道	広島市安芸区畑賀町3227番4地先から畑賀町3204番地先まで
	新	安芸1区2218号里道	広島市安芸区畑賀町3227番4地先から畑賀町3227番4地先まで
水路	旧	K4-G-20-50-16号水路	広島市安芸区畑賀町3203番地先から畑賀町3205番地先まで
	新	K4-G-20-50-16号水路	広島市安芸区畑賀町3205番4地先から畑賀町3205番1地先まで

広島市告示（安芸区）第23号

平成27年3月26日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法

律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月26日から4月9日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	安芸3区24号線	安芸区船越四丁目1049番1地先から安芸区船越四丁目1049番1地先まで	旧	メートル 3.60 ～ 3.60	メートル 2.10
			新	メートル 3.60 ～ 5.60	メートル 2.10

広島市告示（安芸区）第24号

平成27年3月26日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年3月26日から4月9日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸3区24号線	安芸区船越四丁目1049番1地先から安芸区船越四丁目1049番1地先まで	平成27年3月26日

広島市告示（佐伯区）第29号

平成27年3月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 指定番号 第7号
- 指定年月日 平成27年3月2日
- 道路の位置 広島市佐伯区八幡二丁目152番1, 152番3の一部, 152番9の一部, 152番11, 153番の一部, 168番4, 169番9, 169番6の一部及び169番6地先水路
- 幅員及び延長 幅員 4.20メートル～8.65メートル
延長 72.13メートル

広島市告示（佐伯区）第30号

平成27年3月2日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第8号
- 2 指定年月日 平成27年3月2日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区三宅四丁目534番3の一部、534番5の一部、534番7の一部、534番8の一部、535番4の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.85メートル～5.0メートル
延長 28.02メートル

広島市告示（佐伯区）第31号
平成27年3月2日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第32号
平成27年3月5日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第33号
平成27年3月5日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第34号
平成27年3月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第35号
平成27年3月6日

広電佐伯区役所前駐輪場及び広電楽々園駅駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月5日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第36号
平成27年3月10日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図書は、平成27年3月10日から同月24日まで、広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在（起点及び終点）
水路	K4-H-64-3-24号水路	広島市佐伯区千同三丁目610番地先から 広島市佐伯区千同三丁目610番地先まで

広島市告示（佐伯区）第37号
平成27年3月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第38号
平成27年3月10日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月7日に広島市西部自転車等保管所へ移動した

ので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第39号

平成27年3月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第40号

平成27年3月13日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第41号

平成27年3月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第42号

平成27年3月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第43号

平成27年3月18日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月17日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第44号

平成27年3月19日

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更及び設定を行います。

広島市長 松井一實

- 1 変更する区域
佐伯区吉見園の街区の一部
- 2 設定する区域
佐伯区藤垂園の街区の一部
- 3 変更及び設定の内容
佐伯区吉見園の街区の一部を別図1から別図2に変更する。
佐伯区藤垂園の街区の一部を別図3のとおり設定する。
- 4 変更及び設定年月日
平成27年3月19日

別図1～別図3 略

広島市告示(佐伯区)第45号

平成27年3月24日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 平成27年3月24日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区八幡二丁目440番1の一部、
437番の一部、438番1の一部、440番1地先水路
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル
延長 32.89メートル

広島市告示(佐伯区)第46号

平成27年3月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第47号

平成27年3月27日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月25日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（佐伯区）第48号

平成27年3月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

次のとおり 略

区告示

広島市告示（中区）第1号

平成27年3月4日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市中区長 城 一 博

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 10-04

広島市告示（東区）第1号

平成27年3月6日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市東区長 西 村 正

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 19-37

広島市告示（南区）第3号

平成27年3月9日

自動車臨時運行に関する取扱規則第2条第5項の規定により、つぎの自動車臨時運行許可番号標は失効しました。

広島市南区長 田 原 範 朗

自動車臨時運行許可番号標 広島 18-18

広島 18-61

広島 18-36

広島市告示（南区）第4号

平成27年3月9日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市南区長 田原 範朗

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
米川 秀	広島市南区旭二丁目18番7-408号	消除
大田 直躬	広島市南区東雲二丁目2番39-208号	消除
榎木 一信	広島市南区東雲二丁目13番12-210号	消除
朝原 竜二	広島市南区東雲二丁目15番37-305号	消除
田中 靖二	広島市南区東雲二丁目15番38-609号	消除

広島市告示（佐伯区）第1号

平成27年3月19日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、職権で処理したので、同条第4項の規定により公示する。

広島市佐伯区長 国 本 善 平

記

氏名	住民票の住所	職権処理の内容
泉 貴子	広島市佐伯区八幡一丁目27番19-103号	消除

公 告

公 告

平成27年3月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第60条第1項の規定に基づく同法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員のうち、宅地所有者のうちから選挙される委員の補欠選挙期日を、次のとおり定めます。

広島市長 松井一實

- 1 選挙期日 平成27年 5月24日（日）

公 告

平成27年3月3日

平成27年5月24日執行の広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員の選挙に使用する選挙人名簿を土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、この選挙人名簿に異議のある者は、縦覧期間中に限り文書をもって異議の申出をすることができます。

広島市長 松井一實

- 1 縦覧期間 平成27年3月31日から平成27年4月13日まで
- 2 縦覧場所 広島市南区青崎一丁目15番24号
広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所
- 3 縦覧期間 午前8時30分から午後5時15分まで

公 告

平成27年3月12日

広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成26年3月20日付け広島高速道路公社公告）3(2)イ②に基づき、次のとおり国土交通大臣に届出をしたので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定によって公告する。

広島高速道路公社
理事長 高井 巖

- 1 ETC時間帯割引の弾力的な割引
広島高速道路の料金及び料金の徴収期間（平成26年3月20日付け広島高速道路公社公告）3(2)イ①に定める表の次に次の一表を加える。

全日 (都市高速観音利用に限る。)	9:00以後～ 17:00前	50%
----------------------	-------------------	-----

- 2 実施する期間
平成27年3月14日から平成27年5月10日までとする。

公 告

平成27年3月23日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する第19条第1項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 組合の名称
広島駅南口Cブロック市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成24年8月1日から平成29年12月31日まで
- 3 施行地区
広島市南区松原町3番1～3番16, 4番1～4番14, 4番17～4番35, 13番1の一部, 15番, 16番
広島市南区猿猴橋町1番1～1番27, 1番29～1番40, 7番1の一部, 8番
- 4 事務所の所在地
広島市南区猿猴橋町2番3号
- 5 設立認可の年月日
平成24年8月1日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日
平成27年3月23日

公 告

平成27年3月23日

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、広島駅南口Cブロック市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、都市再開発法施行令第3条の規定により、公衆の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 縦覧の開始の日
平成27年3月23日
- 2 縦覧の場所
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市都市整備局都市整備調整課
- 3 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）に規定する休日は除く。)

公 告

平成27年3月25日

次のとおり土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき公告します。

広島市長 松井 一 實

事業主体	地区名	事業名	完了年月日
広島市	中王	区画整理事業	平成27年3月24日

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月2日

平成27年3月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,958 人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

218,483 人

3 地方自治法第80条第1項（職員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 35,607 人
- 東 区 32,305 人
- 南 区 37,907 人
- 西 区 50,032 人
- 安佐南区 61,135 人
- 安佐北区 40,873 人
- 安芸区 21,255 人
- 佐伯区 36,841 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の

規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

157,977 人

広島市選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙において、候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる日は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、平成27年3月29日からとします。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

広島市選挙管理委員会告示第7号

平成27年3月28日

平成27年3月28日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の執行に関する監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の長に対する合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数

18,970 人

2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員会又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

218,558 人

3 地方自治法第80条第1項（議員の解職の請求）及び地方自治法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数

- 中 区 35,642 人
- 東 区 32,349 人
- 南 区 37,926 人
- 西 区 50,075 人
- 安佐南区 61,171 人
- 安佐北区 40,871 人

安芸区 21,261人

佐伯区 36,864人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数

158,078人

広島市選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、候補者1人につき選挙運動に関して支出できる金額は、次のとおりです。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

21,139,300円

広島市選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定により、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

- 1 場 所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市役所北庁舎 4階 選挙管理委員室

- 2 日 時 平成27年4月13日 午前10時開始

広島市選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

広島市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年広島市条例第1号）第4条第2項の規定により、平成27年4月12日執行の広島市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

- 1 くじを行う場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市役所本庁舎 9階 第1会議室

- 2 くじを行う日時 平成27年3月29日 午後5時20分開始

広島市選挙管理委員会告示第11号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における選挙長及び

その職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、別紙のとおり選任します。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第12号

平成27年3月31日

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により設けた、平成13年広島市選挙管理委員会告示第9号による広島市農業員会委員選挙の第3選挙区における投票区の設置の告示中、表の一部を別紙のとおり変更します。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

別紙 略

広島市選挙管理委員会告示第13号

平成27年3月31日

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項（所属の選挙区における選挙された農業委員会の委員の解任）の規定による選挙権を有する者の総数の2分の1の数は、次のとおりである。

広島市選挙管理委員会
委員長 二 國 則 昭

選挙権を有する者の総数の2分の1の数

- 第1選挙区 488人
- 第2選挙区 642人
- 第3選挙区 578人
- 第4選挙区 1,237人
- 第5選挙区 708人
- 第6選挙区 700人
- 第7選挙区 720人
- 第8選挙区 1,121人

区選管告示

広島市中区選挙管理委員会告示第4号

平成27年3月3日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供し

ます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月29日 午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第5号
平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島県議会議員一般選挙、広島市議会議員一般選挙及び広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第25号）第1条及び広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第6号
平成27年3月28日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年4月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所内 広島市中区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年4月3日 午前8時30分から午後5時まで

広島市中区選挙管理委員会告示第7号
平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市中区選挙管理委員会

委員長 安村和幸

期日前投票所開設場所	所在地
広島市中区役所 3階 第6会議室	広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

別紙 略

広島市中区選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
- 2 日時 平成27年3月29日 午後5時30分
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

 - (1) 場所 広島市国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室
 - (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時30分

広島市中区選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に關し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市中区選挙管理委員会
委員長 安村和幸

- 1 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
広島市中区役所 2階 第1会議室

2 日 時 平成27年4月9日 午後5時40分

広島市東区選挙管理委員会告示第4号

平成27年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成27年3月29日 午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年4月2日において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所内 広島市東区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成27年4月3日 午前8時30分から午後5時まで

広島市東区選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により別紙のとおり設置しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第7号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

期日前投票所開設場所	所在地
広島市東区役所 3階 第3会議室	広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 温品出張所	広島市東区温品五丁目1番18号

広島市東区選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

別紙 略

広島市東区選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

1 場 所 広島市東区蟹屋町9番38号
広島市東区役所 3階 第5会議室

2 日 時 平成27年3月29日 午後5時30分

ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。

(1) 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区役所 3階 第5会議室

(2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時30分

広島市東区選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補

者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市東区選挙管理委員会
委員長 前川 秀 雅

- 1 場 所 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所 3階 第5会議室
- 2 日 時 平成27年4月9日 午後5時40分

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第4号**  
平成 27 年 3 月 2 日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月29日 午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第5号
平成 27 年 3 月 2 8 日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年4月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞 夫

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所内 広島市南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年4月3日 午前8時30分から午後5時まで

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第6号**  
平成 27 年 3 月 2 8 日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

別紙 略

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第7号
平成 27 年 3 月 2 9 日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞 夫

期日前投票所開設場所	所在地
広島市南区役所 3階3-1会議室	広島市南区皆見町一丁目5番44号

~~~~~  
**広島市南区選挙管理委員会告示第8号**  
平成 27 年 3 月 2 9 日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

別紙 略

~~~~~  
広島市南区選挙管理委員会告示第9号
平成 27 年 3 月 2 9 日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会
委員長 大原 貞 夫

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所 4階 講堂
 - 2 日 時 平成27年3月29日 午後5時20分
- ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号
広島市南区役所 4階 講堂
- (2) 日 時 平成27年4月9日 午後5時40分

~~~~~



広島市南区選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

- 1 場 所 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 4階 講堂
- 2 日 時 平成27年4月9日 午後5時20分

広島市西区選挙管理委員会告示第4号

平成27年3月10日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

- 1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月29日 午前8時30分から午後5時まで

広島市西区選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

| 期日前投票所開設場所          | 所在地             |
|---------------------|-----------------|
| 広島市西区役所<br>2階 第1会議室 | 広島市西区福島町二丁目2番1号 |

広島市西区選挙管理委員会告示第7号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

別紙 略

広島市西区選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

- 1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
  - 2 日 時 平成27年3月29日 午後5時30分
- ただし、公職選挙法86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。

- (1) 場 所 広島市西区福島町2丁目2番1号  
広島市西区役所 4階 研修室
- (2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時30分

広島市西区選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

- 1 場 所 広島市西区福島町二丁目2番1号

広島市西区役所 4階 研修室  
2 日 時 平成27年4月9日 午後5時40分

広島市西区選挙管理委員会告示第10号  
平成27年3月29日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年4月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市西区選挙管理委員会  
委員長 爲末和政

- 1 場所 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所内 広島市西区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年4月3日 午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第11号  
平成27年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月29日  
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第12号  
平成27年3月28日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年4月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所内 広島市安佐南区選挙管理委員会事務局

- 2 期間等 平成27年4月3日  
午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第13号  
平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第14号  
平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部邦昭

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                | 期間                           |
|-----------------------|--------------------|------------------------------|
| 広島市安佐南区役所<br>1階 第2会議室 | 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安佐南区役所<br>佐東出張所    | 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安佐南区役所<br>祇園出張所    | 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号  | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安佐南区役所<br>沼田出張所    | 広島市安佐南区伴東四丁目18番6号  | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第15号  
平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部邦昭

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第16号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成27年3月29日 午後5時20分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
  - (1) 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
  - (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時20分

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第17号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

- 1 場所 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所 4階 講堂
- 2 日時 平成27年4月9日 午後5時40分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第4号

平成27年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 1 場所  
広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所内

広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期間等

平成27年3月29日 午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月28日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年4月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

1 場所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所内  
広島市安佐北区選挙管理委員会事務局

2 期間等

平成27年4月3日 午前8時30分から午後5時まで

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第7号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

| 期日前投票所<br>開設場所        | 所在地                    | 期間                           |
|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>1階 第一会議室 | 広島市安佐北区可部四丁目13番13号     | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>白木出張所    | 広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |

|                            |                        |                              |
|----------------------------|------------------------|------------------------------|
| 広島市安佐北区役所<br>高陽出張所         | 広島市安佐北区深川五丁目13番7号      | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安佐北区役所<br>安佐出張所仮設期日前投票所 | 広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂
  - 2 日時 平成27年3月29日 午後5時30分
- ただし、公職選挙法第86条第8項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行う。
- (1) 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所 4階 講堂
  - (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時30分

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 秦 清

- 1 場所 広島市安佐北区可部四丁目13番13号

- 2 日時 広島市安佐北区役所 4階 講堂  
平成27年4月9日 午後5時40分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所内  
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月29日  
午前8時30分から午後5時まで

広島市安芸区選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第7号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

| 期日前投票所<br>開設場所      | 所在地               | 期間                           |
|---------------------|-------------------|------------------------------|
| 広島市安芸区役所<br>3階第1会議室 | 広島市安芸区船越南三丁目4番36号 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安芸区役所<br>中野出張所   | 広島市安芸区中野三丁目20番9号  | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安芸区役所<br>阿戸出張所   | 広島市安芸区阿戸町6257番地の2 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市安芸区役所<br>矢野出張所   | 広島市安芸区矢野東五丁目7番18号 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |

広島市安芸区選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

別紙 略

広島市安芸区選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂
- 2 日時 平成27年3月29日 午後5時30分  
ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂
- (2) 日時 平成27年4月9日 午後6時10分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 5階 講堂
- 2 日時 平成27年4月9日 午後5時40分

広島市安芸区選挙管理委員会告示第11号

平成27年3月29日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年4月2日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井秀則

- 1 場所 広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所内  
広島市安芸区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年4月3日  
午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号

平成27年3月2日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成26年政令第377号）第1条の規定により、平成27年3月28日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

- 1 場所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年3月29日 午前8時30分から午後5時まで

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第5号

平成27年3月28日

平成27年4月12日執行予定の広島市長選挙におけるポスター掲示場を、広島市議会議員及び広島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年条例第60号）第1条の規定により、別紙のとおり設置しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久笠信雄

別紙 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第6号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 久 笠 信 雄

| 期日前投票所<br>開設場所       | 所在地                | 期 間                          |
|----------------------|--------------------|------------------------------|
| 広島市佐伯区役所<br>3階302会議室 | 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |
| 広島市佐伯区役所<br>湯来出張所    | 広島市佐伯区湯来町大字和田166番地 | 平成27年3月30日から<br>平成27年4月11日まで |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第7号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定により読み替えて適用される同法第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、別紙のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第8号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めました。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
  - 2 日 時 平成27年3月29日 午後5時30分
- ただし、公職選挙法第86条の4第6項の規定による届出があった場合は、次のとおり改めて行います。
- (1) 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所三階 応接会議室
  - (2) 日 時 平成27年4月9日 午後6時30分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第9号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 久 笠 信 雄

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所 三階 応接会議室
- 2 日 時 平成27年4月9日 午後5時40分

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第10号

平成27年3月29日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定により、平成27年4月3日において、選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、次のとおり縦覧に供します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

- 1 場 所 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
広島市佐伯区役所内 広島市佐伯区選挙管理委員会事務局
- 2 期間等 平成27年4月3日 午前8時30分から午後5時まで

区選管委員長告示

広島市中区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市中区選挙管理委員会  
委員長 安 村 和 幸

不在者投票の投票記載場所

- 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号
- 広島市中区役所 3階 第6会議室

広島市東区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市東区選挙管理委員会  
委員長 前 川 秀 雅

不在者投票の投票記載場所

- 広島市東区東蟹屋町9番38号
- 広島市東区役所 3階 第3会議室
- 広島市東区温品五丁目1番18号
- 広島市東区役所 温品出張所

広島市南区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞夫

不在者投票の投票記載場所

広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所 3階 3-1会議室

~~~~~  
広島市西区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市西区選挙管理委員会
委員長 爲末 和政

不在者投票の投票記載場所

広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所 2階 第1会議室

~~~~~  
**広島市安佐南区選挙管理委員会委員長告示第1号**

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡部 邦昭

|                                          |
|------------------------------------------|
| 不在者投票の投票記載場所                             |
| 広島市安佐南区古市一丁目33番14号<br>広島市安佐南区役所 1階 第2会議室 |
| 広島市安佐南区緑井六丁目29番28号<br>広島市安佐南区役所 佐東出張所    |
| 広島市安佐南区祇園二丁目48番7号<br>広島市安佐南区役所 祇園出張所     |
| 広島市安佐南区伴東四丁目18番6号<br>広島市安佐南区役所 沼田出張所     |

~~~~~  
広島市安佐北区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めました。

広島市安佐北区選挙管理委員会
委員長 秦 清

不在者投票の投票記載場所

広島市安佐北区可部四丁目13番13号
広島市安佐北区役所 1階 第一会議室

広島市安佐北区白木町大字秋山2391番地の4

広島市安佐北区役所白木出張所

広島市安佐北区深川五丁目13番7号
広島市安佐北区役所高陽出張所

広島市安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1
広島市安佐北区役所安佐出張所仮設期日前投票所

~~~~~  
**広島市安芸区選挙管理委員会委員長告示第1号**

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会  
委員長 荒井 秀則

不在者投票の投票記載場所

広島市安芸区船越南三丁目4番36号  
広島市安芸区役所 3階 第1会議室

広島市安芸区中野三丁目20番9号  
広島市安芸区役所中野出張所

広島市安芸区阿戸町6257番地の2  
広島市安芸区役所阿戸出張所

広島市安芸区矢野東五丁目7番18号  
広島市安芸区役所矢野出張所

~~~~~  
広島市佐伯区選挙管理委員会委員長告示第1号

平成27年3月29日

平成27年4月12日執行の広島市長選挙における不在者投票の投票記載場所を、次のとおり定めます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 久笠 信雄

不在者投票の投票記載場所

広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所 3階 302会議室

広島市佐伯区湯来町大字和田166番地
広島市佐伯区役所湯来出張所

=====
人事委員会規則
=====

広島市人事委員会規則第1号

平成27年3月25日

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡 浩

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年広島市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成27年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第2号
平成27年3月25日

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡 浩

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「職員が復職し」の右に「、自己啓発等休業（地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。）をした職員、配偶者同行休業（地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）をした職員」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市人事委員会規則第3号
平成27年3月31日

広島市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則をここに公布する。

広島市人事委員会
委員長 吉岡 浩

広島市教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

（この規則の趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第11条第7項の規定に基づき、営利企業等の従事制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（従事を制限される地位）

第2条 法第11条第7項の規定により、教育長が教育委員会の許可を受けなければ、兼ねてはならない地位は、同項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体（以下「営利企業」という。）の支配人又は本店若

- しくは支店の営業の主任者
- (2) 営利企業の顧問又は評議員
- (3) 営利企業の発起人及び清算人
- (4) 前各号に掲げるものに準ずる地位

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現在に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、この規則の本則の規定は、適用しない。

教委規則

広島市教育委員会規則第3号
平成27年3月6日

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

博物館の登録に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（登録の申請）

第2条 法第10条の規定による登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付した博物館登録申請書を広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 地方公共団体が設置するものにあつては設置条例の写し、一般社団法人又は一般財団法人が設置するものにあつてはその定款の写し、宗教法人が設置するものにあつてはその規則の写し
- (2) 館則の写し
- (3) 直接、博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面
- (4) 当該年度における事業計画及び当該事業に係る予算を記載した書面
- (5) 博物館資料の目録及び学芸員の氏名を記載した書面（登録要件の審査等）

第3条 教育委員会は、法第12条の規定による登録要件の審査に当たっては、実地調査及び学識経験者の意見を聴く等、審査の適正を期さなければならない。

2 教育委員会は、前項の審査の結果、法第12条の登録要件を備えていると認めるときは、遅滞なく、博物館登録簿に登録しなければならない。

（登録の取消し）

第4条 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしようとする場合は、前条の規定に準じ、審査の適正を期するとともに、あらかじめ、当該博物館の設置者に対し、教育委員会の指定する場所において、口頭及び書面による陳述の機会を与えなければならない。

2 前項の口頭及び書面による陳述は、博物館がその要件を欠くに至ったと認められた日から、30日以内にならなければならない。
(登録事項等の変更の届出)

第5条 博物館の設置者は、第2条の規定による博物館登録申請書の記載事項について変更があったときは、速やかに、博物館変更届により、教育委員会に届け出なければならない。ただし、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年9月30日及び3月31日までに、届け出るものとする。
(廃止の届出)

第6条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から20日以内に、博物館廃止届により、教育委員会に届け出なければならない。
(登録等の公示)

第7条 教育委員会は、次に掲げる事項について、その都度公示しなければならない。

- (1) 法第10条の規定による登録をしたとき。
- (2) 法第13条第2項の規定による変更登録をしたとき。
- (3) 法第14条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
- (4) 法第15条第2項の規定による登録の抹消をしたとき。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第4号

平成27年3月26日

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市教育委員会会議規則等の一部を改正する等の規則

(広島市教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 広島市教育委員会会議規則(昭和31年広島市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

「委員長」を「教育長」に改める。

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 教育長は、毎月1回定例会を招集しなければならない。
 - 3 教育長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時会を招集することができる。
- 第3条に次の1項を加える。

4 教育長は、2人以上の委員から会議に付議すべき事項を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、臨時会を

招集しなければならない。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条を削る。

第7条第1項ただし書中「出席委員」を「教育長及び出席委員」に改め、同項第3号中「教育長、」を削り、同条第5条とする。

第8条の前の見出しを削り、同条を第6条とし、同条の前に見出しとして「(議事日程)」を付する。

第9条中「又は」を「、又は」に、「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第7条とする。

第10条第1項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条ただし書中「はかり」を「諮り」に改め、同条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条の前の見出しを削り、同条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第12条とし、同条の前に見出しとして「(採決)」を付する。

第15条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第13条とする。

第16条第1項中「さきだつて」を「先立つて」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第14条とする。

第17条第1項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加え、同条の前に見出しとして「(議事録)」を付する。

第16条 議事録には、教育長の指名した2名の委員が署名しなければならない。

第18条の見出し及び同条を削る。

第19条第1項中「会議録」を「議事録」に改め、同項第2号中「委員及び」を「教育長及び委員並びに」に改め、同条第2項中「会議録」を「議事録」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

第18条 教育長は、第16条の議事録を公表しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書に規定する事項については、その議事録を非公表とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第20条第1項ただし書中「第7条ただし書」を「第5条第1項ただし書」に改め、同条を第19条とする。

第21条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第20条とする。

(広島市教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第2条 広島市教育委員会会議傍聴規則(昭和63年広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第2条第1項中「者」の右に「(報道関係者を除く。)」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要があると認めるときは、該当人数を

超えて交付することができる。

第2条第3項中「もの」を「者」に改める。

第4条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条第4号中「飲食」の右に「又は喫煙」を加える。

第6条の見出し中「写真の撮影及び」を削り、同条中「写真等を撮影し、又は録音」を「録音、録画、撮影」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第7条、第8条及び別記様式中「委員長」を「教育長」に改める。

(広島市教育委員会公告式規則の一部改正)

第3条 広島市教育委員会公告式規則(昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に、「基く」を「基づく」に改める。

第2条に見出しとして「(規則の公布)」を付し、同条中「委員長」を「教育長」に改め、同条に次の1項を加える。

2 規則の公布は、市役所前又は区役所若しくは区役所出張所の掲示場に掲示し、必要と認めるときは、広島市報に連載してこれを行う。

第3条を次のように改める。

(規程の公表)

第3条 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、年月日及び教育長名を記入して、教育長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程の公表に準用する。

第4条を削る。

第5条に見出しとして「(施行期日の特例)」を付し、同条を第4条とする。

(広島市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 広島市教育委員会公印規則(昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会印の項中「1」を「(1)」に改め、同表教育委員会委員長印の項及び教育委員会委員長職務代行者印の項を削り、同表教育長印の項中「4」を「(2)」に改め、同表教育長職務代行者印の項中「5」を「(3)」に改め、同表広島市教育センター所長印の項中「6」を「(4)」に改め、同表広島市立幼稚園園長印の項中「7」を「(5)」に、「8」を「(6)」に改め、同表広島市立幼稚園園長職務代行者印の項中「9」を「(7)」に、「10」を「(8)」に改め、同表広島市立学校長印の項中「11~15」を「(9)~(13)」に改め、同表広島市立学校長職務代行者印の項中「16~20」を「(14)~(18)」に改め、同表市民局専用教育委員会印の項中「21」を「(19)」に改める。

別表第2中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第21号までを2号ずつ繰り上げる。

(広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第5条 広島市教育委員会事務決裁規則(昭和25年12月14日広島市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「教育長、」を削り、同条に次の1号を加える。

(14) 博物館の登録及びその取消し並びに博物館に相当する施設の指定及びその取消しに関すること。

第2条中「地方自治法」の右に「(昭和22年法律第67号)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教育長は、前項各号に規定する事務のうち重要なものを処理したときは、その管理及び執行の状況を適時に委員会に報告しなければならない。

第6条ただし書中「速やかに」の右に「管理及び執行の状況を」を加える。

(教育長の職務代行者に関する規則の廃止)

第6条 教育長の職務代行者に関する規則(昭和47年広島市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現在に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、第1条の規定による改正後の広島市教育委員会会議規則本則の規定、第2条の規定による改正後の広島市教育委員会会議傍聴規則本則(第2条を除く。)及び別記様式の規定、第3条の規定による改正後の広島市教育委員会公告式規則本則の規定、第4条の規定による改正後の広島市教育委員会公印規則の規定並びに第5条の規定による改正後の広島市教育委員会事務決裁規則第1条第4号、第2条第2項及び第6条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の広島市教育委員会会議規則本則(第6条を除く。)の規定、第2条の規定による改正前の広島市教育委員会会議傍聴規則本則(第2条を除く。)及び別記様式の規定、第3条の規定による改正前の広島市教育委員会公告式規則本則の規定、第4条の規定による改正前の広島市教育委員会公印規則の規定並びに第5条の規定による改正前の広島市教育委員会事務決裁規則第1条第4号及び第6条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項に規定する間は、第2条の規定による改正後の広島市教育委員会会議傍聴規則第2条第2項中「教育長」とあるのは「委員長」とする。

4 附則第2項に規定する間は、第6条の規定による廃止前の教育長の職務代行者に関する規則の規定は、なおその効力を有する。



広島市教育委員会規則第5号

平成27年3月26日

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広島市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例（平成27年広島市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等)

第2条 条例第2条の規定により一般職の例によるときは、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和26年8月11日広島市条例第23号）中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 条例第3条の規定により一般職の例によるときは、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第55号）中「任命権者又は委任を受けた者」とあるのは「教育委員会」とする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が改正法附則第2条第1項に規定するところにより在職する間は、この規則の本則の規定は、適用しない。

広島市教育委員会規則第6号
平成27年3月26日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和50年広島市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第34号を第35号とし、第2号から第33号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 総合教育会議に関する市長との協議及び調整（教育企画課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

第2条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関する市長との協議及び調整に関すること。

第2条第5項第2号中「留守家庭子ども会」を「放課後児童クラブ」に改め、同条第10項に次の1号を加える。

(1) 全国高等学校総合体育大会（広島大会）の開催準備に関すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第7号

平成27年3月26日

広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市教科用図書採択審議会規則の一部を改正する規則

広島市教科用図書採択審議会規則（平成25年広島市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「指導第一課」の右に「又は指導第二課」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第8号

平成27年3月26日

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市国際青年会館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市国際青年会館条例施行規則（平成3年広島市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第4号中「3か月前」を「5か月前」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第9号

平成27年3月26日

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市立幼稚園園則の一部を改正する規則

広島市立幼稚園園則（昭和42年広島市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「教育年限」を「及び教育年限」に改める。

第12条第1項中「許可は」の右に「入園願に基づき、」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 園長は、疾病等により適切な幼稚園教育を行うことが困難である場合など正当な理由があると認められるときは、教育委員会と協議の上、入園を許可しないことができる。

第12条第3項中「こえた」を「超えた」に改める。

第15条第2項中「その理由を正当と認めるとき」を「正当な理由があると認められるとき」に改める。

第16条第2項中「認めたときに限り」を「認められるときは」に改める。

第17条中「一に該当する園児に」を「いずれかに該当する園児の保護者に対し、教育委員会と協議の上、当該園児の」に、同条第1号中「引続き」を「引き続き」に、同条第2号中「病気又は身体発育がふじゅうぶんで、幼稚園教育をなし得ない」を「疾病等により適切な幼稚園教育を行うことが困難である」に改める。

第20条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第10号

平成27年3月26日

広島市子ども図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

広島市子ども図書館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市子ども図書館条例施行規則（昭和28年広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（用紙の規格）

第7条 条別列表備考の用紙の規格は、日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

広島市教育委員会規則第11号

平成27年3月26日

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長 井内 康輝

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切である教諭等の認定の手続、指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年広島市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「。（以下）」を「。以下」に改める。

第14条第3項中「委員長」を「会長」に改める。

第18条中「教育委員会規則」を「規則」に、「細則」を「事項」に、「広島市教育長」を「教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教委告示

広島市教育委員会告示第3号

平成27年3月2日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 井内 康輝

1 日 時 平成27年3月6日（金） 午後1時30分から

2 場 所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

【公開議題】

- (1) 五日市地区学校給食センターの建替えについて（報告）
- (2) 平成26年度「広島市児童生徒の体力・運動能力調査」結果について（報告）
- (3) 博物館の登録に関する規則の制定について（議案）
- (4) 事務局職員の人事について（代決報告）

【非公開予定議題】

- (5) 訴訟について（報告）
- (6) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第4号

平成27年3月23日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会

委員長 井内 康輝

1 日 時 平成27年3月26日（木） 午後1時30分から

2 場 所 中区役所6階教育委員室

3 議 題

【公開議題】

- (1) 広島市教育委員会規則の一部改正等について（議案）
- (2) 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（議案）
- (3) 平成27年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告）

【非公開予定議題】

- (4) 教職員の人事について（代決報告）
- (5) 事務局職員等の人事について（議案）

水道局規程

広島市水道局規程第1号

平成27年3月24日

広島市水道局職員の特種勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 高 広 義 明